

## 「学生の市内定着等に向けた関係性構築事業」業務委託仕様書

### 1 事業の目的

- ・ 京都市内の大学・高校に通う学生等（以下「学生等」という。）のうち、特に市外の大企業等への安定就職を志向する層に対し、コーディネーターを介して市内の地域企業やまちづくり団体等（以下「企業・団体等」という。）との様々な接点を設け、活動方針や理念に触れる機会、気軽に当該企業等に関する情報収集や働き方・生き方を相談できる機会を提供することで、市内での就職、起業等への意欲を高め、市内定着や将来的なUターンを促進する。
- ・ 学生等と企業・団体等との関係構築が市内各所で展開されるよう、自らコーディネーターとしての役割を担うことができる学生等を育成する。

### 2 委託業務の内容

#### (1) コーディネーターの選定

- ・ 下記(2)及び(3)の業務を遂行するに当たり、中心的な役割を担うコーディネーターを選定し、円滑な業務遂行が可能な体制を整えること。
- ・ コーディネーターは、多様な人材や組織とのネットワークを有する者で、学生等や企業・団体等との良好な関係構築が可能な人物を3名以上確保すること。

#### (2) 学生等の生活動線へのコーディネーターの派遣・交流イベントの開催

##### ア 生活動線へのコーディネーター派遣

- ・ 学生等が日常的に滞在する場所（学校、カフェなどくつろぎの場、通学の際に立ち寄りやすい場所等（以下「生活動線」という。）にコーディネーターを派遣し、学生等と交流する機会を創出すること。
- ・ 2か所以上の生活動線において、20人以上の学生等との交流機会を確保することとし、これを上回る適切な目標値及びその内訳を定めて提案すること。
- ・ 生活動線の選定及び生活動線へのコーディネーター派遣にあたって必要となる許諾・認可等の取得は受託者において行うこと。

##### イ 企業・団体等とのつながりの創出

- ・ 多様な人脈を有するコーディネーターが仲介役となり、学生等と企業・団体等、多様な主体がつながる機会を確保すること。
- ・ 10団体以上との接続機会を確保することとし、これを上回る適切な目標値及び接続先として想定される団体の例示を含めて提案すること。

#### ウ 交流イベント等の開催

- ・ 接点を持った学生等とコーディネーターや企業・団体等が関係性を深める機会を創出するため、交流イベント等を開催すること。
- ・ 交流イベント等の開催場所として、イベント終了後も学生等が気軽に立ち寄り、独自に関係性を築ける場所を確保すること。
- ・ 交流イベント等の開催回数は10回以上とする。
- ・ 交流イベント等の規模は問わないが、学生等とコーディネーターや企業・団体等が対等な関係で交流できる内容とする。

### (3) 学生コーディネーター育成プログラムの構築及び開催

- ・ 上記(2)の取組を通じて関わった学生等のうち希望者に対して、コーディネーターとして必要な経験・スキルを身に付けることができる講座等を開催すること。
- ・ 講座の内容・規模は問わないが、受講者が他の学生等と企業・団体等との接点を拡大する活動を独自に実施できるようになるために必要な内容を盛り込むこととする。
- ・ 講座は10回以上開催し、本取組を通じて、5人以上の学生コーディネーターを育成できるよう取り組むこと。

### (4) 効果検証

- ・ 本事業に関わった学生等に対して、本事業に関わる前後で市内での就職・起業等又は将来的なUターンに対する意欲がどのように変容したかを把握するためのアンケート調査を行うこと。
- ・ (3)に記載の講座を受講した学生等の一部に対し、本事業に関わる前後で市内での就職・起業等又は将来的なUターンに対する意欲がどのように変容したかを把握するためのヒアリング調査を行うこと。
- ・ アンケート及びヒアリング項目は本市と協議の上で内容を定め、実施すること。

### (5) 独自提案

本業務の目的に合致する独自企画を提案し、本市との協議を経て実施することを妨げない。

### (6) 協議・報告

- ・ 本業務における各企画の検討に当たっては、事前に本市と会合の場を設け、その内容について報告・協議・情報交換等を行うこと（オンライン・

オフラインの別は問わない)。

- ・ 上記の会合のみならず、事業の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。

### **3 成果物及び実績報告について**

- (1) 本業務における制作物等がある場合は、その所有権及び著作権に関して事前に本市と協議し、それらが本市に帰属する場合には、令和8年3月31日までに納品すること。
- (2) 事業期間終了後、速やかに事業完了報告書を書面で提出すること。様式は問わないが、活動実績を記載するとともに、業務全体を通しての総括、課題分析、次年度以降の事業実施に向けた改善点等をKPT法に沿って記載し、2(4)に記載の効果検証結果と合わせて提出すること。

### **4 再委託の禁止**

受託者は、業務履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないが、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

### **5 個人情報の保護**

- (1) 受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

なお、本件業務の実施に当たっては、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

- (2) 本業務の履行において知り得た個人情報を、第三者に漏えいしてはならない。

### **6 損害賠償**

受託者の故意または過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。

### **7 その他**

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨

むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

- (3) 本仕様書及び個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書（別紙）に定めのない事項は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (4) 本市から提供した文章及び写真等が無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (5) 受託者は、本仕様書に記載されている事項のほか、本市の条例や規則等を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行に当たって何等かのトラブルが生じた場合には、誠意を持って対応すること。